

農業トライアルワーク事業 実施要領

1 事業の目的

本事業は、市内で農業を営む団体、企業または津山市の認定を受けた認定農業者の協力のもと、津山圏域外に在住する津山市への移住希望者であって、津山市で農業体験を希望する者（以下、「農業体験希望者」という。）に、津山地域の農業体験や地域生活体験の機会を提供し、移住後の生活イメージの醸成を図るとともに、移住希望者と受入地域の方との間に移住後も相談できる関係性をつくることで、津山市への移住に向けた動機付けを行うことを目的とする。

2 事業の概要

(1) 事業の期間

平成 31（2019）年 4 月 1 日から令和 2（2020）年 3 月 31 日まで

(2) 委託先

以下の条件を全て満たす事業者等を対象とする。

市内に事務所または事業所を有する企業、団体または津山市の認定を受けた認定農業者であって、市内に農業体験を実施できる圃場等を有していること。

体験期間中、農業体験希望者に農業指導を行うことができること。

（委託先募集期間：平成 31（2019）年 4 月 1 日から令和元（2019）年 12 月 27 日）

(3) 委託の概要

委託内容

農業体験希望者に、農業体験や地域生活体験の機会を提供するとともに、農業指導を行うもの。なお、農業体験希望者の受入れに際しては、市が事前に体験希望の内容を聞き、希望内容が実施可能な委託先を選定しマッチングするものとする。

委託期間

契約日から令和 2（2020）年 3 月 31 日までとする。

体験期間

体験は 1 日を単位とし、連続して体験する場合は最長 8 日までとする。

条件

- ・市内で農業を営む団体、企業または津山市の認定を受けた認定農業者の指導のもと農業体験を実施すること。
- ・市内に有している圃場等を使用して農業体験を実施すること。

3 事業の実施方法

(1) 事業を実施しようとする事業者等は、企画提案書（様式第 1 号）を津山市産業経済部仕事・移住支援室（以下、「仕事・移住支援室」という。）に提出する。

(2) 仕事・移住支援室は、(1) による申込みがあったときは、内容を審査のうえ、事業者等を決定し、その結果を通知する。

(3) (2) による通知を受けた事業者等は、仕事・移住支援室と連携し、広く農業体験希望者の募集を行うものとする。なお、体験の申込先は仕事・移住支援室とする。

(4) (3) により申込みがあったときは、仕事・移住支援室は農業体験希望者の希望内容が実施可能な事業者等とのマッチングを行い、受入れに至ったときは、事業者等は受託申請書（様式第 2 号）に事業計画書（様式第 3 号）を添えて、仕事・移住支援室に提出する。

- (5) 仕事・移住支援室は、(4) の申請書を適当と認めたときは、当該事業者等に農業体験希望者の受入れを依頼するものとする。ただし、農業体験希望者の受入れ依頼は(4) の申請順に行うものとし、その実施は予算の範囲内とする。また、当該事業者等が年度内に初めて農業体験希望者を受け入れる際には、仕事・移住支援室は当該事業者等との間で委託契約(様式第 4 号) を締結するものとする。
- (6) (5) により事業を受託した事業者等(以下「受託事業者等」という。) は、農業体験希望者に対し、市内に有している圃場等を使用し、農業体験や地域生活体験の機会を提供するとともに、農業指導を実施する。

4 委託業務に要する経費及び支払い

- (1) 仕事・移住支援室は、予算の範囲内で、この事業の実施に要する農業体験希望者 1 人につき、1 日当たりの費用として 4 , 0 0 0 円(消費税 8% を含む。消費税 10% となった以降は、4 , 0 7 4 円) を受託事業者等に支払う。
- (2) 委託費の概算払いは、原則として認めない。

5 事業報告及び委託費の取扱い

- (1) 受託事業者等は、業務委託を実施したときは、実施月の翌日 1 0 日(当該日が休日に当たる場合は、休日の翌日) までに体験終了後実施報告書(様式第 5 号) を提出し、仕事・移住支援室の検査を受けなければならない。
- (2) 仕事・移住支援室は、(1) の検査終了後、受託事業者等の提出する請求書に基づき、請求の日から 3 0 日以内に支払うものとする。

6 その他

- (1) 仕事・移住支援室は、農業体験希望者の農業体験にかかる保険として、イベント保険に加入するものとする。
- (2) 委託費の支給事由と同一の事由による各種助成金(国が実施するもの及び国が他の団体等に委託して実施するものを含む。) との併給はできないものとする。
- (3) 仕事・移住支援室は、委託期間中において、必要があるときは、担当職員に受託事業者等を訪問させ、適切な指導援助を行うものとする。また、受託事業者等は、その訪問を正当な理由なく拒むことができない。
- (4) この事業を実施するにあたって発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。) のために生じた経費については、受託事業者等が負担するものとする。ただし、その損害が仕事・移住支援室の責めに帰する事由においては、その損害のために生じた経費は、仕事・移住支援室が負担するものとする。